

記入例

本申請書を記載した日を記入してください。

2023 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

2023年 10月 29日 伊豆の国市長 殿	整理番号 12345
住所 〒●●●-●●●● ○○県○○市○○ 123-45	フリガナ イズノクニ タロウ
電話番号 △△△-△△△-△△△△	氏名 伊豆の国 太郎
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
	生年月日 昭和40年1月1日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 伊豆の国市に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 5 年 1 月 15 日	30,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者（以下「対象寄附者」という。）をいいます。

- 確定申告の提出不要者で、住民税の申告も提出不要者（当該寄附金控除を除く）である場合チェックしてください。
- （1） 伊豆の国市に対する寄附金を支出する年の翌年の1月1日現在、地方税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- （2） 伊豆の国市に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者（以下「要件該当者」という。）をいいます。

申告特例の適用を受ける地方団体数が5団体以下であると見込まれる場合にチェックしてください。

対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受ける見込まれる者

（切り取らないでください。）

2023 年 寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所 ○○県○○市○○ 123-45	受付日付印
氏名 伊豆の国 太郎 殿	

★注意事項

寄附金税額控除に係る申告特例申請をした方が、医療費控除などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、5団体を越える地方団体に申請を行った場合は、申告特例申請は全て無効となります。その場合は、「寄附金の申告」を忘れずに行ってください。